

子ども農山漁村交流プロジェクトに係る地方財政措置

地方財政措置(特別交付税措置)の概要	
支援対象	都道府県、市町村
支援内容	算入率：対象経費の1／2
対象事業	次の要件を満たす事業が対象 ・学校教育活動又は社会教育活動の一環として実施されるものであること ・子供が受入地域の住民と接触する機会が確保されていること ・子供が受入地域の住民の生活又は農林漁業等の営みを体験する機会が確保されていること
対象経費	・推進協議会の運営に要する経費（都道府県・市町村） ・地域協議会(送り側・受入側)の運営に要する経費(都道府県・市町村) ・小中学校の集団宿泊活動に要する経費（都道府県・市町村）

＜算定実績の推移＞

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
学校数 (校)	—	1,273	1,165	989	1,007	967	1,028	1,090	1,114	1,216	1,186	1,514	1,037	1,074	1,157	1,242	1,261
対象児童数 (人)	72,252	78,749	68,949	60,997	62,389	58,163	58,877	61,774	61,759	62,735	60,903	94,719	63,252	81,094	82,564	80,548	82,053

子ども農山漁村交流プロジェクトの地方財政措置

1 対象事業

子ども農山漁村交流プロジェクトについて、道府県・市町村は、地方財政措置(特別交付税措置)を受けることができます。
次の要件を満たす「子どもの農山漁村交流プロジェクト」※1が対象です。

- ① 学校教育活動または社会教育活動※2の一環として実施される集団宿泊活動であること。
- ② 子供が受入地域の住民とのふれあいの機会が確保されていること。
- ③ 子供が受入地域の住民の生活又は農林漁業等の営みを体験する機会が確保されていること。

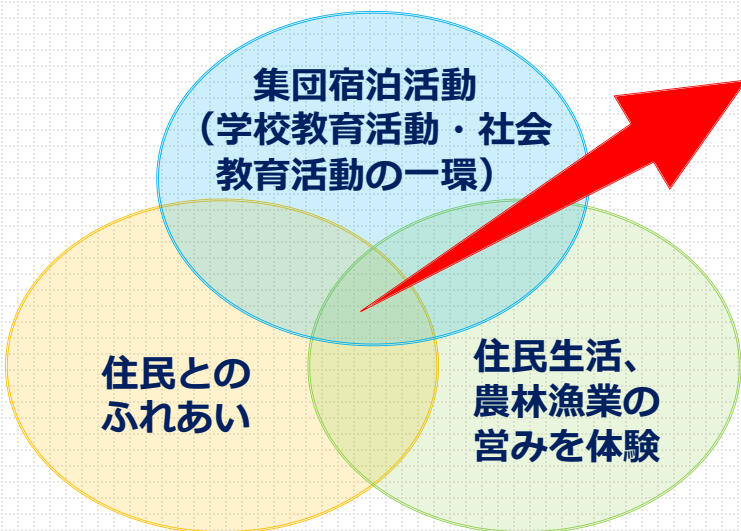
※1 「子供の農山漁村体験(通称「子どもの農山漁村交流プロジェクト」)における特別交付税措置等について」

(平成31年3月27日付け総行人第14号各都道府県担当部長あて総務省地域力創造グループ人材力活性化・連携交流室長通知)に基づき実施した事業

※2 地方公共団体が主体となって実施したものに限る

ポイント

- 1泊2日以上 of 宿泊体験活動が対象
- 宿泊は民泊以外も対象
公的宿泊施設・民宿等も対象
- 同一市町村内の交流事業も対象
送り(学校)側・受入(農山漁村)側が同一市町村も対象



住民生活、農林漁業等の営みの体験の例

- ・農林漁業作業体験
- ・収穫物等を使っての地元料理づくり
- ・伝統芸能体験(子ども歌舞伎・地域のお祭り・神楽など)
- ・地域の高齢者に学ぶ民芸工作(わらじ・しめ縄など)

子ども農山漁村交流プロジェクトの地方財政措置

2 対象経費

送り側地方公共団体及び受入側地方公共団体が負担する次の経費について、特別交付税の対象となります。
(市町村の負担に対して道府県が補助金等を交付した場合も対象となります。)

- ◆ 道府県、市町村推進協議会に要する経費
- ◆ 地域協議会
- ◆ 小学校・中学校の集団宿泊活動に要する経費
 - 子供や教員に係る宿泊費用等の施設使用料
(当該経費が受入地域において支出されるものに限る)
 - 教員が行う事前調査や打合せのための旅費
 - 事業のために要する借損料(バスその他の車輛や備品等の借上げ料等)
 - 子供や指導者(教員及びNPOスタッフその他事業に携わる者等を含む)に係る保険料
 - 事業のための資料作成費 など

ポイント

- 送り側・受入側双方の負担経費が対象
- 対象経費の上限なし
(ただし、コーディネーターの配置に要する経費は1協議会あたり220万円を上限)

3 仕組み

体験活動に要した経費の一定割合(1/2)が対象

